

大阪市社会福祉研修・情報センター エレベーター内壁面広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1. 施設の概要

(1) 名 称

大阪市社会福祉研修・情報センター

(2) 所在地

大阪市西成区出城 2 丁目 5 番 20 号

※大阪シティバス 52 系統（なんば～あべの橋）「長橋二丁目」バス停すぐ

※ J R 大阪環状線・大和路線「今宮」駅から徒歩約 10 分

※OsakaMetro 四つ橋線「花園町」駅、御堂筋・四つ橋線「大国町」駅から徒歩約 15 分

(3) 利用時間

月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 9 時

土曜日・日曜日 午前 9 時～午後 5 時

※祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休館日

(4) 年間利用者数

入館団体関係者のほか、貸室の延べ利用者数 約 42,000 人（令和 6 年度実績）

2. 募集内容

(1) 広告の種類

アナログ方式 B 2 縦ポスター（縦 728mm×横 515mm）までのもの

- ・ポスターフレーム等を広告掲載者の負担で設置すること。
- ・ポスターフレーム等の設置に当たっては、別途、本市と協議すること。
- ・広告掲載箇所付近に、次の文章を表記すること。

「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」

(2) 募集枠数

2 枠（1 枠×エレベーター 2 基）

(3) 掲出場所

エレベーター内壁面

※別紙「広告掲載箇所（図・写真）」を参照すること。

※エレベーター 1 基につき、1 枠の広告募集とする。

(4) 掲出期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日

※月単位は、各月初日から末日までとし、月途中から掲出した場合も 1 月当たりの広告料とし、日割り計算は行わない。

※エレベーターは保守点検等でやむを得ず運転を停止する場合がある。

(5) 広告料

- ・決定に当たっては公募方式（価格提案）とする。

- ・広告料は最低募集価格（予定価格）を設け、1 月当たり 6,000 円／枠（税抜）とする。

3. 掲載できない広告

大阪市社会福祉研修・情報センター行政財産広告掲出要領第2条及び第3条の各号に該当するもの。

4. 応募資格

大阪市社会福祉研修・情報センター行政財産広告掲出要領第7条に基づき、次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 大阪市税の滞納がないこと。

5. 申込方法等

(1) 申込受付期間

- ・令和8年2月12日（木）を締切（必着）とする。
- ・今回募集の締切後、広告枠に空きがある場合は、令和8年2月13日（金）から先着順で受付を行う。
- ・受付時間は、平日の午前9時～午後0時15分及び午後1時～午後5時30分までの間とし、土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は受付を行わない。

(2) 申込方法

「大阪市社会福祉研修・情報センター広告掲出申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、広告原稿と共に、以下の申込先まで送付すること。なお、電話・FAX・インターネットによる受付は行わない。

また、申込みに当たっては、「大阪市社会福祉研修・情報センター行政財産広告掲出要領」を参照すること。

(3) 申込先

〒530-8201
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階
大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課（企画グループ）
大阪市社会福祉研修・情報センター担当

(4) 広告掲出者の決定方法

複数の応募があった場合、最低募集価格以上の1枠当たりの広告料を提示した者のうち、最も高い金額を提示した者を広告主候補として、提出された申込書について審査を行い、広告主を決定する。（最も高い1枠当たりの広告料による申込みが複数ある場合には抽選により決定する。）

ただし、広告主からの広告が、掲載できない広告（「大阪市行政財産広告取扱規則」及び「大阪市社会福祉研修・情報センター行政財産広告掲出要領」に基づき申込内容を審査する。）に該当するなどの場合は、申込みは無効として、1枠当たりの広告料で次点につけている者を繰り上げて順次広告主候補として審査を行う。

審査の結果については、本市ホームページで公表する。

また、審査の結果、合理的な理由により、広告主からの広告掲載希望の取下げを認めた場合は、1枠当たりの広告料で次点につけている者を繰り上げて広告主候補として審査を行う。

なお、今回募集の締切後に広告枠に空きが生じた場合、最低募集価格以上の広告料を提示した者を先着順により受け付け、大阪市行政財産広告取扱規則及び大阪市社会福祉研修・情報センター行政財産広告掲出要領に基づき申込内容を審査のうえ、広告掲出者を決定する。

審査の結果については、本市ホームページで公表する。

(5) 決定通知

申込者には、大阪市から、掲出又は非掲出の決定通知を送付する。

(6) 広告掲出者の手続き

- ① 広告掲出者において、広告掲出決定通知書の受領後、指定された期日までに、「大阪市社会福祉研修・情報センター広告掲出許可申請書」（決定通知書に同封）により広告掲出許可の申請をする。なお、本市による掲出許可は、「大阪市社会福祉研修・情報センター広告掲出許可申請書」に記載された名義で行う。
- ② 広告掲出許可書の受領後、納入通知書にて広告料を納める。
- ③ 指定された期日までに、掲出する広告を担当あてに提出する。
- ④ 広告の掲出作業を行う。なお、設置に係る費用、撤去費用、保守運営に係る費用等一切の費用は、広告掲出者の負担となる。

6. その他

広告掲出期間満了時は速やかに原状回復するものとし、期間途中に許可の取消し等がであった場合も同様とする。

また、大阪市財産条例及び大阪市社会福祉研修・情報センター行政財産広告掲出要領等の関係法令等を参照すること。

7. 募集に関する問合せ先

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課（企画グループ）

大阪市社会福祉研修・情報センター担当

（電話：06-6208-7958）

【参考】広告掲出に係る申請スケジュール

一斉募集			
掲出月	申込書締切日	許可申請書提出期限	掲出期間
4月	令和8年2月12日（木）	令和8年3月2日（月）	令和8年4月1日～ 広告掲出期間満了まで
随時募集			
掲出月	申込書締切日	許可申請書提出期限	掲出期間
5月	令和8年3月13日（金）	令和8年4月1日（水）	令和8年5月1日～ 広告掲出期間満了まで
6月	令和8年4月15日（水）	令和8年5月1日（金）	令和8年6月1日～ 広告掲出期間満了まで
7月	令和8年5月15日（金）	令和8年6月1日（月）	令和8年7月1日～ 広告掲出期間満了まで
8月	令和8年6月15日（月）	令和8年7月1日（水）	令和8年8月1日～ 広告掲出期間満了まで